

ご存知ですか健康保険 「被扶養者」の資格

今回は、会社や工場、商店などで働く人が加入する健康保険の『被扶養者』についてお話しします。健康保険では、病気やけがをしたとき、亡くなった場合、出産した場合に給付が行われます。現在、健康保険に加入している人(本人を『被保険者』という)に扶養されている75歳未満の人が一定の条件に該当し『被扶養者』と認定されると、保険料の負担はなく、健康保険から給付が受けられます。

認定される基準

その被扶養者として認定されるには、①被保険者とのような親族関係にあるか②同一世帯か③生計維持関係にあるか(被扶養者の収入がいくら)などの基準があります。ただし同じ対象者でも所得税・住民税で控除される配偶者控除や扶養控除の基準とは異なります。

対象者が健康保険の被扶養者になるには、「主として被保険者の収入により生計を維持されている三親等内の親族であること」が条件ですが、親族の範囲によっては「同一世帯であること」も条件になります。

生計維持関係だけが条件の親族とは、被保険者の直系尊属(父母・祖父母など)、配偶者(双方に戸籍上の配偶者がいない内縁関係を含む)、子(養子も含む)、孫、弟妹です。

生計維持関係と同一世帯が条件になる親族とは、上記以外の三親等内の親族(血族、姻族の別なく継父母、継子含む)、届け出をしていないものの事実上、婚姻関係にある配偶者の父母と子です。ここでいう同一世帯とは、被保険者と同居や

家計を共にしていることをいうのであって、同一戸籍にあるかどうかや被保険者が世帯主であることは必要ありません。

次に「主として被保険者の収入により生計を維持されている」生計維持関係についてです。対象者が60歳未満の場合は年収が130万円未満、対象者が60歳以上または障害者の場合は180万円未満であることが基本的な基準です。対象者が被扶養者に該当したときは、事業主を通じて届け出が必要であり、被扶養者が就職したり一定の収入を超えて条件に該当しなくなったときも届け出が必要になります。

共働きなどの場合は

夫婦が共働きで、双方が健康保険の被保険者の場合に、子供や親などはどちらの被扶養者になるかという、原則として、年収の多い人の被扶養者になります。被保険者が離婚して子供と別居することになっても、送金される養育費で子供の生活費の大部分が賄われている場合には、子供を被扶養者とすることはできます。

また、雇用保険から失業給付(基本手当)を受けると被扶養者として認められませんが、給付額が少なく、収入を年間収入に換算して130万円未満などの基準に該当すれば、被扶養者になることができます。



サティファイド
ファイナンシャル
プランナー 高橋 昌子

暮らしのマネープラン
相談センター 所長

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■トータルマネープラン 4回/3万円

(住宅ローン、保険、年金などの総合的アドバイス)

■マイホーム資金計画・住宅ローン 4回/3万円

(無理のない予算、購入時期、最適のローン等アドバイス)

■住宅ローンの見直し 2回/1万円

(見直し・借り換えの効果、借り換えローン等アドバイス)

■生命保険の見直し 2回/5000円

(保障内容の分析、加入・見直し、商品選択等アドバイス)

■年金・老後資金プラン(退職準備) 4回/3万円

(個人年金、役立つ金融商品、退職後の各種手続き等アドバイス)

■相続に関する相談 5回/5万円

(遺産整理、相続対策、遺言書、相続手続き等のアドバイス)

※予約が必要です。

※回数は目安です。

